

感染拡大予防ガイドライン【動物園】

新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中、市所管施設については、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策の徹底をしたうえで運営することが求められる。

本園では、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や来園者の動線や接触等を考慮し、次の対策を講じる。

【施設の衛生管理】

- ・ 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、テーブル、いすの背もたれ、電気のスイッチ、手すり、蛇口、動物の観覧用手すりなど）は定期的に清拭消毒を行います。
- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します。
- ・ 他者と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を最低限にします。
- ・ 来園者の密集する場所を見直し、来園者同士の距離をできるだけ2 m（最低1 m）あけるよう対策を講じます。
- ・ 感染防止のため、入場者を制限します（密にならないように入場者数を制限します）。
- ・ 出入口及び施設内に、手指の消毒設備を設置します。
- ・ 換気を定期的に行います。

【来園者への対応等】

- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人の来園の自粛を、ホームページ、SNS、施設入口への掲示等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めます。
- ・ マスクの着用、入園時の手指の消毒等を呼びかけ、場合によっては入場制限を行います。
- ・ ガイドラインに沿った感染防止対策を実施していることを、ホームページ、SNS、施設入口への掲示等により周知します。
- ・ 他の来園者と2 m以上の距離を保っていただく。（遊具の順番待ちも含む）
- ・ 獣舎との間にある観覧用手すりにはなるべく触れないよう要請する。
- ・ 入場口への踏込消毒マットの設置（逆性石鹼）

【職員の衛生管理】

- ・ 職員全員に出勤時の体温チェックを徹底します。
- ・ マスクを着用し、業務の前後に、手洗いや手指の消毒を徹底します。
- ・ 風邪の症状や発熱がある場合や、感染の疑いがある場合には、医療機関を受診させ、体調が万全に回復するまで勤務させません。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯します。
- ・ 職員が休憩する場合は、一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保するとともに、対面で食事や会話を避けます。
- ・ 休憩スペースは、常時換気するよう努め、共用する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
- ・ 休憩スペースへの入退室の前後に手洗いを徹底します。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用します。
- ・ 職員の同居者等にコロナウイルス感染の疑いがある場合（感染者への接触があったことが判明した場合など）には、保健所等の指示を仰ぎ、自宅待機とします。
- ・ 職員の感染が確認をした場合は、速やかに市の所管課に通知するとともに、個人情報の保護に十分考慮したうえで、他の職員などの接触状況等について正確な実態を把握し、報告します。

【飼育動物に対する対策】（アメリカの動物園で職員からトラへの感染事例有り）

- ・ 飼育動物に直接接することを極力避け、手袋等を装着する。
- ・ 飼育作業時は、できるだけマスクを着用する。
- ・ 管理事務所から園への出入り口には踏込消毒槽（逆性石鹼）を設置し、出入りの際に長靴などの履物を消毒する。

※ このガイドラインは、地域での感染拡大の状況に応じて、随時見直しを行うなど、対応の強化に努めます。